

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第109条第1項に規定する事業を行う社会福祉法人豊中市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対し、法第58条に基づく補助金を交付することにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

（豊中市補助金等交付規則との関係）

第2条 補助金の交付手続については、この要綱に規定するもののほか、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和51年条例第33号）及び豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- （1）地域福祉推進事業
- （2）ボランティア活動事業
- （3）地域拠点づくり事業
- （4）コミュニティソーシャルワーカー配置事業
- （5）小地域福祉ネットワーク事業
- （6）民生・児童委員協議会事務局事業
- （7）老人クラブ連合会事務局事業
- （8）敬老の集い事業
- （9）日常生活自立支援事業

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業に係る経費並びに社会福祉協議会の運営費及び人件費（退職手当引当金を含む）に係る経費の一部とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

（補助金の交付申込み）

第6条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けるときは、補助金交付申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）前年度決算書（期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出すること。）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けるときは、次の条件を遵守しなければならない。

- （1）補助金は、当該年度の予算に組入れること。
- （2）補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- （3）補助対象事業に要する経費又は補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ、市長に補助金変更交付申込書（様式第4号）を提出し、市長の承諾を受けること。
- （4）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（補助金の決定通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を社会福祉協議会に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の申込み取下げ）

第10条 前条の規定による交付決定の通知を受けた社会福祉協議会は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の決定変更）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- （1）補助金の交付を決定した場合において、その後の事情により特別の必要が生じた場合。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - （2）第8条第3号の規定による申込みのあった場合。
- 2 市長は、前項により補助金の交付の取消し又は変更を決定したときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を社会福祉協議会に対し、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした額を4月と9月にそれぞれ2分の1相当額

に分けて交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時交付することができる。

2 社会福祉協議会は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告書）

第13条 社会福祉協議会は、補助事業が完了した日の翌日から起算して40日以内に補助事業実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- （1）補助金に係る精算書
- （2）事業報告書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉協議会に対し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（随時検査）

第15条 市長は、その事業を適正に行わせるため、社会福祉協議会に対し随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。

（補助金の返還）

第16条 市長は、各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を、期限を定めて返還させることができる。

- （1）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- （2）事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- （3）補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- （4）すでに交付されている補助金の額が、第14条による補助金の確定額を超えているとき。
- （5）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又は、これに基づく市長の指示に違反したとき。
- （6）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、社会福祉協議会の申請に基づき、前項の規定による返還期限を延長することができる。

3 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合には、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(延滞金)

第17条 市長は、社会福祉協議会が、前条にかかる返還を期限までに行わなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。

2 前項の規定による延滞金について、やむを得ない事情があると認めるときは、社会福祉協議会の申請に基づき、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月25日から施行し、平成16年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成25年度事業精算分から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用

する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 22 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。